



静岡県行政管理栄養士のしごと

県民の健康を食から支えています

主なしごとの内容

健康づくりの推進

健康データを分析・共有し、市町や関係機関と連携して糖尿病や高血圧症の重症化予防に取り組みます。

働く世代の健康管理として企業が推進する健康経営を支援します。

仕組みや体制を整備する重要な役割を担っています。

食育の推進

食に関する様々な関係者と連携・協働し、食育の体制づくりや望ましい食生活の確立などを推進します。

栄養・食生活対策として減塩と野菜摂取量増加を目指し取り組んでいます。

0歳から高齢者まで、食を通して地域全体を支えています。

食の環境づくり

スーパーやコンビニ、飲食店や給食施設などで、減塩や野菜を多く使ったメニューが提供されるよう働きかけ、県民が健康的な食事を選びやすい環境づくりを推進します。

企画した事業が形になり、次の活動や成果につながる喜びがあります。

給食施設への指導

事業所や福祉施設等の給食施設に対し、給食利用者の健康の維持・増進を図るため、適切な栄養管理や食事提供体制等について指導・助言・支援を行います。

また、施設間の連携体制を整えます。

多数の人の健康増進、疾病管理、QOL向上につながります。

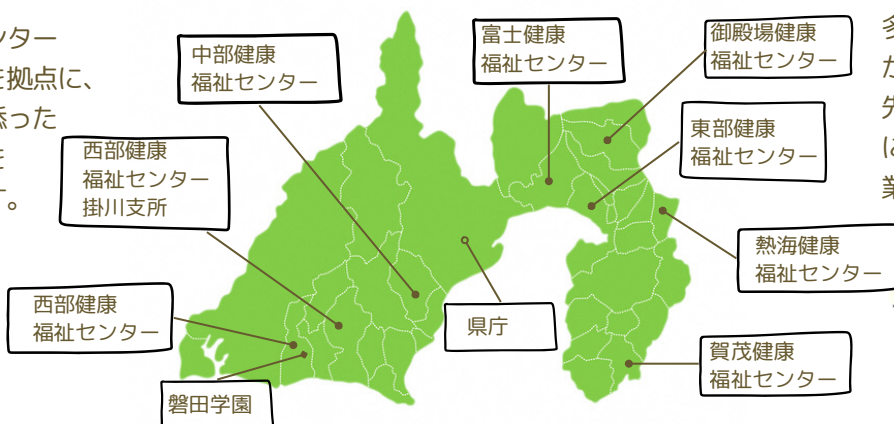
児童福祉施設における栄養管理

磐田学園では、子ども一人ひとりの身体状況に合わせた栄養管理を行うとともに、安全安心な食事提供を行います。また、食育によりマナー向上や健康増進を図ります。

子どもたちと直接関わることができ、発育・発達の過程を知り、成長の喜びを感じることができます。

配属先

健康福祉センター（保健所）を拠点に、地域に寄り添った健康づくりを行っています。



多くの職場で管理栄養士が複数配置されており、先輩管理栄養士と一緒に、多職種連携しながら業務を行っています。



行政管理栄養士の印象

地域の方々に健康で暮らしてほしいという思いをもって働いている

地域の現状や課題をしっかりと把握し、的確な支援や指導を行っている

専門知識と丁寧な対応の両方を兼ね備えている

理想と現実の間で実現可能な方法を考え、限られた時間や予算の中で効果的に対策を進めている

今の仕事を楽しみながら、前向きに努力している方が多く、やりがいを持って働ける職場

地域住民や他職種の方々と信頼関係を築きながら、チームで支援している

地域住民や他職種の方々と信頼関係を築かれており、コミュニケーション力がある



公衆栄養臨地実習を体験した大学生の声

先輩職員の声

新任管理栄養士 (2年目)



行政管理栄養士は、地域の健康を支える明るい仕事です。住民の役に立てたと実感できたときに大きなやりがいを感じます。
また、上司や先輩に相談しやすい環境が整っており、新任期でも安心して業務に取り組むことができます。

新任管理栄養士 (3年目)



研修が充実しているため、行政管理栄養士として成長できる環境が整っており、安心してスタートを切れます。
また、計画的に休暇を取得できるため、ワークライフバランスが取りやすいことも魅力です。

中堅管理栄養士



私は、短時間勤務ができる制度を使って、仕事と3人の子育てを楽しんでいます。
子育て中に使用できる制度が充実し、自分のライフスタイルに合わせて選択できます。

充実した研修制度

1年目は、先輩職員(チューター)が身近な相談役としてマンツーマンでサポートするQIT制度(職場内研修)があります

経験別研修

- **新任研修**
地域の特徴や課題、予算や事業立案・推進の方法等を学びます。
- **中堅研修**
幅広い視野を持ち、中核的な役割を担うことができる力を身につけます。
- **管理研修**
リーダーとしての能力、資質の向上、専門性の向上を目指します。

目的別研修

- **地域診断研修**
課題分析や事業評価をするための保健情報の分析方法を学びます。
- **健康施策研修・公衆栄養研修**
効果的に健康づくりを推進するために必要な知識や技術を習得します。



県外研修・その他

- **国機関が主催する研修**
厚生労働省などの国機関が行う県外研修への派遣もあります。
- **県行政管理栄養士人材育成制度**
互いに学びあい育ちあうため、全体連絡会や先輩管理栄養士との面談などがあります。

*行政経営を担う多彩な人材育成のための県職員研修制度もあります。

手厚い静岡県の制度・手当

休暇・子育て支援

- 年次休暇(有給)**
20日/年(採用の年は15日)
1時間単位で取得可
- 夏季休暇**
5日以内
- 家族休暇(学校行事等)**
3日/年
- 看護等休暇**
5日/年
- 特別休暇(結婚、短期介護等)**

- 産前・産後休暇**
各8週間
 - 育児休業**
子が3歳に達するまで
男女とも取得可
 - 部分休業・子育て部分休業**
子が小学3年生まで取得可
- など

諸手当

- 通勤手当**
(最高限度額) 150,000円/月
 - 住居手当**
(最高限度額) 30,000円/月
- など

*時差勤務、在宅勤務の制度もあります

静岡県職員採用情報 ホームページ



幸福度日本一の静岡県



リーフレットに関する問い合わせ先

静岡県健康福祉部健康局健康増進課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
☎ 054-221-2779
✉ kenzou@pref.shizuoka.lg.jp



令和8年3月作成